

公職選挙法第二五三条の二関係事件の審理促進について

昭和28年5月13日刑一第5941号高等裁判
所長官、地方裁判所長あて事務総長通達

標記について、さきに日本弁護士連合会側と裁判所側において協議した結果、別紙のとおり意見の一一致を見ましたので、貴庁管内各裁判官に御伝達下さい。

なお、別紙第二項の趣旨を達成するため、裁判所としては標記事件の期日の指定があつた旨の疎明資料を当事者が提出して、他の事件の期日変更を申請したときは、当該期日が標記事件と同程度の迅速処理を要する事件の期日である場合もしくは緊急を要する証拠調期日である場合等特別の事情のある場合を除き、既に指定した期日の変更を許すこともやむを得ないことと思われますので、この点裁判官各位相互の御理解と御協力が望ましく、この旨よろしく御伝達下さいますよう、申し添えます。

おつて、日本弁護士連合会からも全国弁護士会に対し、別紙事項について通達がなされる見込ですから、念のためお知らせします。

(別紙)

公職選挙法第二百五十三条の二関係事件の審理促進について

一 主任弁護人は、事件の係属する裁判所所在地又はその近傍に在住する弁護士の中から指定するように努めること。

二 各裁判所は、標記事件を他の事件に優先して審理するよう相互間の協力体制を整えると共に、弁護人としても、なるべく、他の事件の期日がすでに指定されていること等を理由に期日の延期変更等を求めることがないよう努めること。

三 現在のように国会の会期が長期にわたる状況の下では、国會議員である弁護士は、特に審理の促進が要望されている標記事件について弁護人としての職務を完遂することは事实上困難と思われるから、事件を引き受けるについて十分の考慮を払う必要があり、弁護人となつた場合であつても国会における職務の遂行等を理由として、審理の促進を妨げることのないよう考慮し且つ努めること。

四 一事件につき多数の弁護人がついている場合には、刑事訴訟規則第二六条第一項の措置がとられないときでも、弁護人相互間の申合せによつて審理の促進に支障を來さないよう適宜考慮すること。

五 「事件を受理した日から百日以内に審理判決するように努めなければならない。」とする公職選挙法第二五三条の二の規定は、各審級毎に適用されるものと解すべきであるから、控訴審および上告審においては、第一審におけると同様訴訟当事者はもとより裁判所においても審理判決が遅延しないように努めること。